

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
関係政令の整備に関する政令案（概要）

1. 背景

令和 6 年 5 月 15 日に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が公布され、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）等が改正されることとなった。

改正法においては、特定事業者の指定基準に係る規定等について公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされていることから、今般、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成 17 年政令第 298 号）等の関係政令について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）物資の流通の効率化に関する法律施行令の一部改正

① 特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力

特定貨物自動車運送事業者等の指定に係る輸送能力の算定方法及び基準について以下のとおり定めることとする。

（i）物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項の政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力は、次に掲げる貨物自動車（法第 30 条第 1 号に規定する貨物自動車をいう。以下同じ。）の数を合算して得た数とする。

（ア）当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等（法第 30 条第 6 号に規定する貨物自動車運送事業者等をいう。（イ）において同じ。）が保有する貨物自動車のうち、自らの貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）の用に供するもの

（イ）当該年度の前年度の末日において当該貨物自動車運送事業者等が保有する貨物自動車のうち、自らの第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業をいう。）の用に供するもの（（ア）に掲げるものを除く。）

（ii）法第 37 条第 1 項の政令で定める輸送能力は、150 台とする。

② 特定第一種荷主の指定に係る重量

特定第一種荷主の指定に係る重量の算定方法及び基準について以下のとおり定めることとする。

（i）法第 45 条第 1 項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当

- 該重量を合算して得た重量とする。この場合において、当該対象貨物に係る運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められているときは、当該重量を当該主務省令で定める方法により算定した重量とすることができる。
- (ii) (i) の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第一種荷主（法第 30 条第 8 号に規定する第一種荷主をいう。）が貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第 39 条第 1 号に規定する貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）又は貨物利用運送事業者（法第 30 条第 8 号に規定する貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。）に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託した貨物をいう。
- (iii) 法第 45 条第 1 項の政令で定める重量は、9 万トンとする。

③ 特定第二種荷主の指定に係る重量

特定第二種荷主の指定に係る重量の算定方法及び基準について以下のとおり定めることとする。

- (i) 法第 45 条第 5 項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。この場合において、当該対象貨物に係る物品の売買その他の取引の契約において重量が定められているときは、当該重量を当該主務省令で定める方法により算定した重量とすることができる。
- (ii) (i) の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該第二種荷主（法第 30 条第 9 号に規定する第二種荷主をいう。以下この項において同じ。）が自らの事業（貨物の運送及び保管の事業を除く。）に関して運転者（法第 30 条第 2 号に規定する運転者をいう。以下同じ。）から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。
- (ア) 当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物
- (イ) 当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物
- (iii) 法第 45 条第 5 項の政令で定める重量は、9 万トンとする。

④ 特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会

法第 49 条第 3 項の特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会について、産業構造審議会（同条第 1 項の勧告に係る措置が次の各号に掲げる事業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び当該各号に定める審議会）とすることとする。

- (i) たばこ事業又は塩事業 財政制度等審議会
- (ii) 酒類業 国税審議会
- (iii) 農林水産業又は食品産業（酒類業を除く。） 食料・農業・農村政策審議会
- (iv) 建設業 中央建設業審議会
- (v) 造船に関する事業 交通政策審議会

⑤ 特定倉庫業者の指定に係る保管量

特定倉庫業者の指定に係る保管量の算定方法及び基準について以下のとおり定め

ることとする。

- (i) 法第 55 条第 1 項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量は、対象貨物ごとに、実測、当該対象貨物の容積に当該対象貨物の比重を乗ずる方法その他の国土交通省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。この場合において、当該対象貨物に係る寄託契約において重量が定められているときは、当該重量を当該国土交通省令で定める方法により算定した重量とすることができる。
- (ii) (i) の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該倉庫業者（倉庫業法第 7 条第 1 項に規定する倉庫業者をいう。）がその倉庫業の用に供する倉庫において新たに寄託を受けた貨物をいう。
- (iii) 法第 55 条第 1 項の政令で定める保管量は、70 万トンとする。

⑥ 特定連鎖化事業者の指定に係る重量

特定連鎖化事業者の指定に係る重量の算定方法及び基準について以下のとおり定めることとする。

- (i) 法第 64 条第 1 項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量は、対象貨物ごとに、実測、当該対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法その他の主務省令で定める方法により重量を算定し、当該重量を合算して得た重量とする。この場合において、当該対象貨物に係る物品の売買その他の取引の契約において重量が定められているときは、当該重量を当該主務省令で定める方法により算定した重量とすることができる。
- (ii) (i) の「対象貨物」とは、当該年度の前年度において当該連鎖化事業者（法第 61 条第 1 項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）の連鎖対象者（法第 61 条第 1 項に規定する連鎖対象者をいう。（ア）において同じ。）が運転者から受け取り、又は他の者をして運転者から受け取らせた貨物（次に掲げるものを除く。）をいう。
 - (ア) 当該連鎖対象者が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託した貨物
 - (イ) 当該連鎖化事業者がその法第 61 条第 1 項に規定する事業に係る定型的な約款による契約に基づき受渡しの日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができない貨物
- (iii) 法第 64 条第 1 項の政令で定める重量は、9 万トンとする。

⑦ 特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会

法第 68 条第 3 項の特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会について、産業構造審議会（同条第 1 項の勧告に係る措置が食品産業（酒類業を除く。）に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とすることとする。

⑧ 権限の委任

- (i) 特定荷主の指定、監督等に係る荷主事業所管大臣の権限（法第 44 条から第 46 条まで、第 47 条第 3 項、第 48 条、第 49 条第 1 項及び第 2 項並びに第 50 条第 1 項及び第 2 項の規定による法第 43 条第 1 項に規定する荷主事業所管大臣の権限）の委任について以下のとおり定めることとする。ただし、荷主事業所管大臣が法第 50 条第 2 項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げないこととする。

- (ア) 財務大臣に属する権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）は、荷主（法第 30 条第 7 号に規定する荷主をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあっては、沖縄国税事務局長）又は税務署長に委任する。
 - (イ) 農林水産大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長に委任する。
 - (ウ) 経済産業大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。
 - (エ) 国土交通大臣に属する権限は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長に委任する。
 - (オ) 環境大臣に属する権限（環境省令で定める事業を行う荷主に係るものに限る。）は、荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務局長に委任する。
- (ii) 特定連鎖化事業者の指定、監督等に係る連鎖化事業所管大臣の権限（法第 63 条から第 65 条まで、第 66 条第 3 項、第 67 条、第 68 条第 1 項及び第 2 項並びに第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定による法第 62 条第 1 項に規定する連鎖化事業所管大臣の権限）の委任について以下のとおり定めることとする。ただし、連鎖化事業所管大臣が法第 69 条第 2 項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げないこととする。
- (ア) 農林水産大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務局長に委任する。
 - (イ) 経済産業大臣に属する権限は、連鎖化事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。

⑨ その他所要の改正を行うこととする。

(2) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）等の一部改正

- ① 下記の政令を改正し、各審議会及びその分科会の所掌事務に法第 49 条第 3 項の特定荷主に対する命令に際する意見に係る事務を追加することとする。
 - (i) 建設業法施行令第 48 条
 - (ii) 財政制度等審議会令（平成 12 年政令第 275 号）第 1 条及び第 6 条第 1 項の表たばこ事業等分科会の項
 - (iii) 国税審議会令（平成 12 年政令第 278 号）第 1 条、第 6 条第 1 項酒類分科会の項及び第 8 条第 4 項
 - (iv) 交通政策審議会令（平成 12 年政令第 300 号）第 1 条及び第 6 条第 1 項の表海事分科会の項
- ② 下記の政令を改正し、各審議会及びその分科会の所掌事務に法第 49 条第 3 項の特定荷主に対する命令に際する意見に係る事務及び法第 68 条第 3 項の特定連鎖化事業者に対する命令に際する意見に係る事務を追加することとする。
 - (i) 食料・農業・農村政策審議会令（平成 12 年政令第 289 号）第 1 条
 - (ii) 産業構造審議会令（平成 12 年政令第 292 号）第 1 条及び第 6 条第 1 項の表商務流通情報分科会の項

- ③ その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7年 8月

施 行：令和 8年 4月（改正法の一部の施行の日）